

衆議院 内閣委員会 議 録 第 十 五 号

平成二十八年五月十八日(水曜日)

午後零時四十分開議

出席委員

委員長 西村 康稔君

理事 亀岡 偉民君 理事 平 将明君

理事 武井 俊輔君 理事 中根 一幸君

理事 平井 たくや君 理事 緒方 林太郎君

理事 後藤 祐一君 理事 佐藤 茂樹君

青田 周平君 秋本 真利君

岩田 和親君 大隈 和英君

大西 宏幸君 神谷 昇君

北村 茂男君 工藤 彰三君

高木 宏壽君 武部 新君

中山 展宏君 長尾 敬君

牧島 かれん君 宮崎 政久君

務台 俊介君 宗清 皇一君

八木 哲也君 和田 義明君

若狭 勝君 阿部 知子君

柿沢 未途君 小宮山 泰子君

鈴木 義弘君 高井 崇志君

玉木 雄一郎君 古本 伸一郎君

濱村 進君 吉田 宣弘君

池内 さおり君 島津 幸広君

伊東 信久君

国務大臣
(国家公安委員会委員長)

河野 太郎君

内閣府大臣 政務官

牧島 かれん君

内閣府大臣 政務官

高木 宏壽君

内閣委員会 専門員

室井 純子君

委員の異動

四月二十八日

辞任

真山 祐一君

同日

補欠選任

和田 義明君

五月十八日

辞任

補欠選任

池田 佳隆君

石崎 徹君

岡下 昌平君

木内 均君

ふくだ 峰之君

松本 洋平君

大串 博志君

江田 康幸君

河野 正美君

同日

辞任

補欠選任

秋本 真利君

大西 宏幸君

工藤 彰三君

務台 俊介君

宗清 皇一君

八木 哲也君

玉木 雄一郎君

吉田 宣弘君

伊東 信久君

五月十二日

性暴力被害者の支援に関する法律案(阿部知子君外六名提出、衆法第三八号)

同月九日

マイナナー制度の廃止を求めることに関する請願(畑野君枝君紹介(第一五八六号))

マイナナー制度の中止に関する請願(畑野君枝君紹介(第一五八七号))

国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に関する請願(畑野君枝君紹介(第一五八六号))

る請願(畑野君枝君紹介(第一六一九号))

同(島津幸広君紹介(第一六四八号))

同(田村貴昭君紹介(第一六七六号))

特定秘密保護法の撤廃に関する請願(島津幸広君紹介(第一六四九号))

憲法違反の推進法を廃止し社会保障の拡充を求めることに関する請願(畑野君枝君紹介(第一六六二号))

同月十六日

国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に関する請願(塩川鉄也君紹介(第一九七〇号))

同(梅村さえこ君紹介(第二〇四六号))

マイナナー制度の廃止を求めることに関する請願(梅村さえこ君紹介(第一九七一号))

憲法違反の特定秘密保護法の撤廃に関する請願(赤嶺政賢君紹介(第二〇二二号))

同(池内さおり君紹介(第二〇二二号))

同(梅村さえこ君紹介(第二〇二二号))

同(大平喜信君紹介(第二〇二四号))

同(笠井亮君紹介(第二〇二五号))

同(穀田恵二君紹介(第二〇二六号))

同(斉藤和子君紹介(第二〇二七号))

同(志位和夫君紹介(第二〇二八号))

同(清水忠史君紹介(第二〇二九号))

同(塩川鉄也君紹介(第二〇三〇号))

同(島津幸広君紹介(第二〇三一号))

同(田村貴昭君紹介(第二〇三二号))

同(高橋千鶴子君紹介(第二〇三三号))

同(畑野君枝君紹介(第二〇三四号))

同(島山和也君紹介(第二〇三五号))

同(藤野保史君紹介(第二〇三六号))

同(堀内照文君紹介(第二〇三七号))

同(真島省三君紹介(第二〇三八号))

同(宮本岳志君紹介(第二〇三九号))

同(宮本徹君紹介(第二〇四〇号))

同(本村伸子君紹介(第二〇四一号))

青少年健全育成基本法の制定に関する請願(村井英樹君紹介(第二〇四二号))

マイナナー制度の中止・廃止と利用拡大の取りやめに関する請願(池内さおり君紹介(第二〇四三号))

同(笠井亮君紹介(第二〇四四号))

同(宮本徹君紹介(第二〇四五号))

同月十八日

国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に関する請願(大平喜信君紹介(第二〇一〇号))

特定秘密保護法の撤廃に関する請願(畑野君枝君紹介(第二二一八号))

は本委員会に付託された。

五月十三日

切れ目のない経済対策を機動的に実施すること

を求める意見書(新潟県議会(第二九〇一号))

子育て支援の拡充を求める意見書(北海道釧路市議会(第二九〇二号))

子育て支援の拡充を求める意見書(茨城県牛久市議会(第二九〇三号))

子育て支援の拡充を求める意見書(千葉県市川市議会(第二九〇四号))

子育て支援の拡充を求める意見書(東京都調布市議会(第二九〇五号))

子育て支援の拡充を求める意見書(東京都東村山市議会(第二九〇六号))

子ども・子育て支援新制度に対する意見書(北海道議会(第二九〇七号))

子ども・子育て支援の拡充についての意見書(愛知県議会(第二九〇八号))

子ども・子育て支援新制度に対する意見書(福岡県飯塚市議会(第二九〇九号))

子ども・子育て支援新制度に対する意見書(福岡県飯塚市議会(第二九〇九号))

第一類第一号

内閣委員会 議 録 第十五号 平成二十八年五月十八日

岡県小郡市議会(第二九一〇号)

子ども・子育て支援新制度の推進に対する意見書(福岡県広川町議会(第二九一一号))

子供の貧困対策の強化を求める意見書(岩手県一関市議会(第二九一二号))

情報・コミュニケーション法(仮称)の早期制定を求める意見書(北海道島牧村議会(第二九一三三号))

情報・コミュニケーション法(仮称)の早期制定を求める意見書(北海道共和町議会(第二九一四号))

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書(茨城県結城市議会(第二九一五号))

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書(茨城県牛久市議会(第二九一六号))

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書(神奈川県大和市議会(第二九一七号))

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書(滋賀県議会(第二九一八号))

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書(宮崎県串間市議会(第二九一九号))

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書(宮崎県国富町議会(第二九二〇号))

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書(宮崎県門川町議会(第二九二二号))

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書(宮崎県美郷町議会(第二九二二二号))

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書(宮崎県串間市議会(第二九二二二号))

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書(宮崎県串間市議会(第二九二二二号))

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書(宮崎県串間市議会(第二九二二二号))

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書(宮崎県串間市議会(第二九二二二号))

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書(宮崎県串間市議会(第二九二二二号))

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書(宮崎県串間市議会(第二九二二二号))

貧困対策のさらなる強化・充実を求める意見書(千葉県流山市議会(第二九二二八号))

保育士確保対策の充実を求める意見書(京都府長岡京市議会(第二九二九号))

保育所待機児童問題への緊急対策として保育所への国の財政支援を大幅に増やし保育士の抜本的処遇改善を求める意見書(京都府大山崎町議会(第二九三〇号))

保育士等の処遇改善のさらなる充実を求める意見書(鳥取県議会(第二九三二二号))

有人国境離島地域振興のための新たな法律の早期制定を求める意見書(鹿児島県議会(第二九三三三号))

よりよい保育の環境づくりを求める意見書(福岡県田川市議会(第二九三三三号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

内閣の重要政策に関する件

警察に関する件

国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律案起草の件

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案起草の件

○西村委員長 これより会議を開きます。

警察に関する件について調査を進めます。

国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般各会派間において御協議をいただき、今般、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしております。

この際、国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律案の起草案につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本案は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族または障害が残った日本国民に対

する国外犯罪被害者慰金等の支給について必要な事項を定めるもので、起草案の主な内容は、次のとおりであります。

第一に、国外犯罪行為等について必要な定義を規定するとともに、国は、国外犯罪被害者があるときは、国外犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族に対して国外犯罪被害者慰金として二百万円を一時金として支給すること等を規定することとしております。

第二に、国外犯罪被害者慰金等の支給を受けようとする者は、その者の住所を管轄する都道府県公安委員会等に申請し、その裁定を受けなければならないこと等の支給手続等を規定することとしております。

第三に、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び概要であります。何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律案〔本号末尾に掲載〕

○西村委員長 この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。河野国家公安委員会委員長。

○河野国務大臣 本法律案の提出に当たられました議員各位の御努力に、深く敬意を表するものであります。

国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律案につきましては、政府としては異議ございません。御可決いただきましては、その御趣旨を踏まえて、関係府省と密接な連携をとりつつ適切な運用を図り、犯罪被害者等施策がさらに強力に推進されるよう努めてまいります。

○西村委員長 お諮りいたします。本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員

会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西村委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○西村委員長 次に、内閣の重要政策に関する件について調査を進めます。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般各会派間において御協議をいただき、今般、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしております。

この際、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案の起草案につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本案は、特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人の運営の透明性を確保するため、所要の措置を講ずるもので、起草案の主な内容は、次のとおりであります。

第一に、特定非営利活動法人の認証の申請手続における添付書類の縦覧期間を現行の二月間から一月間に短縮することとしております。

第二に、国際的なマネーロンダリング対策に関する勧告に対応するため、特定非営利活動法人が事業報告書等を事務所に備え置く期間を、現行の翌々事業年度の末日までの間から、作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間に延長することとしております。

第三に、特定非営利活動法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、所定の方法により

これを公告しなければならないこととしております。

第四に、認定特定非営利活動法人等の海外への送金等に係る書類の所轄庁への事前の提出等を不要とすることとしております。

第五に、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び概要であります。何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○西村委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西村委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律案

（趣旨）
国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律案

第一条 この法律は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日

本国民に対する国外犯罪被害者慰金等の支給についで必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「国外犯罪行為」とは、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する行為（日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において行われたものを除く。）のうち、当該行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるもの（刑法明治四十年法律第四十五号）第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

2 この法律において「国外犯罪被害者」とは、国外犯罪行為による死亡又は障害をいう。

3 この法律において「国外犯罪被害者」とは、国外犯罪被害を受けた者であつて、当該国外犯罪被害の原因となつた国外犯罪行為が行われた時において日本国籍を有する者（日本国外に生活の本拠を有し、かつ、その地に永住すると認められる者を除く。）をいう。

4 この法律において「障害」とは、負傷又は疾病が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における精神又は身体の障害で別表に掲げる程度のものをいう。

5 この法律において「国外犯罪被害者慰金等」とは、第四条に規定する国外犯罪被害者慰金又は国外犯罪被害者障害見舞金をいう。

（国外犯罪被害者慰金等の支給）

第三条 国は、国外犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、国外犯罪被害者又はその遺族（当該国外犯罪被害の原因となつた国外犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、国外犯罪被害者慰金等を支給する。

（国外犯罪被害者慰金等の種類等）

第四条 国外犯罪被害者慰金等は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

一 国外犯罪被害者慰金 国外犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族（次条第三項及び第四項の規定による第一順位の遺族をいう。）

二 国外犯罪被害者障害見舞金 国外犯罪行為により障害が残つた者（遺族の範囲及び順位）

第五条 国外犯罪被害者慰金の支給を受けることができる遺族は、国外犯罪被害者の死亡の時に於いて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 国外犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 国外犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 前号に該当しない国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 国外犯罪被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が国外犯罪被害者の死亡の当時国外犯罪被害者の収入によつて生計を維持していたときにあつては同項第二号の子と、その他のときにあつては同項第三号の子とみなす。

3 国外犯罪被害者慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、第一項各号の順序とし、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 国外犯罪被害者を故意に死亡させ、又は国外犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によつて国外犯罪被害者慰金の支給を受けることができずる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、国外犯罪被害者慰金の支給を受けることができる遺族としない。国外

犯罪被害者慰金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

（国外犯罪被害者慰金等を支給しないことができる場合）

第六条 次に掲げる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、国外犯罪被害者慰金等を支給しないことができる。

一 国外犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。

二 国外犯罪被害者が、当該国外犯罪被害の原因となつた国外犯罪行為が行われた時において、正当な理由がなくて、治安の状況に照らして生命又は身体に対する高度の危険が予測される地域に所在していたとき。

三 国外犯罪被害者が国外犯罪行為を誘発したときその他当該国外犯罪被害につき国外犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、国外犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、国外犯罪被害者慰金等を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（支給の制限）

第七条 国外犯罪被害者慰金等は、当該国外犯罪被害に関し当該国外犯罪被害者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で国家公安委員会が定めるものが支給される場合には、支給しない。

（国外犯罪被害者慰金等の額）

第八条 国外犯罪被害者慰金の額は、国外犯罪被害者一人当たり二百万円とする。

2 国外犯罪被害者慰金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、国外犯罪被害者慰金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

3 国外犯罪被害者障害見舞金の額は、国外犯罪被害者一人当たり百万円とする。

(裁定の申請)

第九条 国外犯罪被害者慰金等の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に申請し、その裁定を受けなければならない。

- 一 申請の時に日本国内に住所を有する場合、その者の住所を管轄する公安委員会
- 二 申請の時に日本国内に住所を有しない場合、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める公安委員会

イ いずれかの市町村(特別区を含む。ロに於いて同じ。)の住民基本台帳に記録されたことがある場合、その者が日本国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所の所在地を管轄する公安委員会

ロ いずれかの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない場合、その者の本籍地を管轄する公安委員会

- 2 前項第二号に掲げる場合における同項の申請は、当該申請を行う者の住所を管轄する領事官その他最寄りの領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む、領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として国家公安委員会規則・外務省令で定める地域にあつては、国家公安委員会規則・外務省令で定める者とする。次条及び第十四条において「領事官」という。)を経由して行うことができる。

- 3 第一項の申請(以下「申請」という。)は、当該国外犯罪被害の発生を知った日から二年を経過したとき又は当該国外犯罪被害が発生した日から七年を経過したときは、することができない。

- 4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に申請をすることができなかったときは、その理由のやんだ日から六月以内に限り、申請をすること

ができる。

(公安委員会等による援助)

第十条 国外犯罪被害者慰金等の支給を受けようとする者は、日本国内においては関係する公安委員会に、日本国外においては領事官に対し、申請に必要の援助を求めることができる。

(裁定等)

第十一条 申請があつた場合には、公安委員会は、速やかに、国外犯罪被害者慰金等を支給し、又は支給しない旨の裁定を行わなければならない。

- 2 国外犯罪被害者慰金等を支給する旨の裁定があつたときは、当該申請をした者は、国外犯罪被害者慰金等の支給を受ける権利を取得する。

- 3 国外犯罪被害者について国外犯罪被害者見舞金を支給する旨の裁定があつた後に当該国外犯罪被害者が当該国外犯罪行為により死亡したときは、国は、当該国外犯罪被害者見舞金の額の限度において、当該国外犯罪被害者の死亡に係る国外犯罪被害者慰金を支給する責めを負う。

(国家公安委員会への情報提供等)

第十二条 外務大臣は、国外犯罪被害(国外犯罪被害に該当すると見料される死亡及び障害を含む。又は国外犯罪被害者(国外犯罪被害者に該当すると見料される者を含む。)に関する情報であつて前条第一項の裁定(以下「裁定」という。)に資するものとして国家公安委員会規則・外務省令で定めるものを取得したときは、これを国家公安委員会にできる限り速やかに提供するものとする。

- 2 国家公安委員会は、前項の規定により提供された情報を、関係する公安委員会に速やかに提供し、報告をさせ、文書その他の物件を提出さ

(裁定のための調査等)

第十三条 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、申請をした者(第三項において「申請者」という。)その他の関係人に対し、報告をさせ、文書その他の物件を提出さ

せ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせることができる。

- 2 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、外務省その他の公務所又は公私の団体に対し、必要な事項の報告その他の協力を求めることができる。

- 3 申請者が、正当な理由がなくて、第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、公安委員会は、その申請を却下することができる。

(国家公安委員会規則への委任)

第十四条 第三号から前条までに定めるもののほか、国外犯罪被害者慰金等の支給に関し必要な事項(第九号第二項又は第十二条第一項の規定により外務大臣又は領事官が行う手続に関する事項を除く。)は、国家公安委員会規則で定める。

(不正利得の徴収)

第十五条 偽りその他の不正の手段により国外犯罪被害者慰金等の支給を受けた者があるときは、国家公安委員会は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた国外犯罪被害者慰金等の額に相当する金額を徴収することができる。

- 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(時効)

第十六条 国外犯罪被害者慰金等の支給を受ける権利は、これを行使することができる時から二年間行使しないときは、時効により消滅する。

(国外犯罪被害者慰金等の支給を受ける権利の保護)

第十七条 国外犯罪被害者慰金等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十八条 租税その他の公課は、国外犯罪被害者慰金等として支給を受けた金銭を標準として、

課することができない。

(戸籍事項の無料証明)

第十九条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。)は、公安委員会又は国外犯罪被害者慰金等の支給を受けようとする者に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、国外犯罪被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(事務の区分)

第二十条 第十条、第十一条第一項及び第十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九号第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(地方自治法の特例)

第二十一条 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣(内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第 号)」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律」と、

同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。

(審査請求と訴訟との関係)

第二十二條 裁定の取消しを求める訴えは、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(政令への委任)

第二十三條 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日等)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に行われた国外犯罪行為による死亡又は障害について適用する。

(検討)

第二條 政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三條 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第二十号)

第十條、第十一條第一項及び第十三條の規定により都道府県が処理することとされている事務

(警察法の一部改正)

第四條 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條の四第一項中「及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)」を、「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)及び国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第二十号)」に改める。

第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律第三條に規定する国外犯罪被害者慰金等に関すること。

第三十七條第一項に次の一号を加える。

第一類第一号 内閣委員会議録第十五号 平成二十八年五月十八日

三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

四 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

五 両上肢を肘関節以上で失ったもの

六 両上肢の用を全廃したもの

七 両下肢を膝関節以上で失ったもの

八 両下肢の用を全廃したもの

九 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

理 由

国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害者慰金等の支給について必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約五千万円の見込みである。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第二條第四項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定を」を「特例認定を」に改める。

第十條第二項中「公告する」を「公告し、又はインターネットの利用により公表する」に、「二月間」を「一月間」に改め、同条第三項ただし書中「一月間」を「二週間」に改める。

第十四條の七第三項中「いう」の下に。第二十

八條の二第一項第三号において同じ」を加える。

第二十八條第一項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第二項中「並びに定款等」を「及び定款等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(貸借対照表の公告)

第二十八條の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告(電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。)

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することと足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年

度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならぬ。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができない状態に置かれた情報がその状態に置かれないうこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。

三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

第三十条中「三年間」を「五年間」に改める。

第四十一条第一項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特定認定特定非営利活動法人」に改める。

第三章の章名中「仮認定特定非営利活動法人」を「特定認定特定非営利活動法人」に改める。

第四十五条第一項第五号ロ中、「同条第三項を」と及び同条第三項に改め、「及び同条第四項の書類」を削り、同項第九号中「仮認定」を「特定認定」に改める。

第四十七条第一号イ中「仮認定特定非営利活動法人」を「特定認定特定非営利活動法人」に、「仮認定」を「特定認定」に改め、同条第二号中「仮認定」を「特定認定」に改める。

第五十四条第二項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に改

め、同条第四項を削り、同条第五項中、「第三項の書類」を削り、同項を同条第四項とする。

第五十五条第二項中「又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うとき」及び「又は第四項を削る。

第五十六条中、「同条第三項」を「若しくは同条第三項」に改め、「若しくは同条第四項の書類」を削り、「三年間」を「五年間」に改める。

「第二節 仮認定特定非営利活動法人」を「第二節 特定認定特定非営利活動法人」に改める。

第五十八条から第六十条までの規定（見出しを含む。）中「仮認定」を「特定認定」に改める。

第六十一条の見出し中「仮認定」を「特定認定」に改め、同条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特定認定特定非営利活動法人」に、「仮認定」を「特定認定」に改め、同条第一号中「仮認定」を「特定認定」に改める。

第六十二条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特定認定特定非営利活動法人」に改め、「及び第二項」を削り、「三年間」との下に、「同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」とを加え、「及び第四項」を削り、「三年が」を「五年が」に改め、「満了の日」との下に、「第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」とを加える。

第六十三条第二項から第四項までの規定及び第六十四条第一項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特定認定特定非営利活動法人」に改める。

第六十七条の見出し中「仮認定」を「特定認定」に改め、同条第二項第二号中「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に改め、同条第三項及び第四項中「仮認定」を「特定認定」に改める。

第六十九条中「仮認定」を「特定認定」に改める。

第七十二条の見出しを「（情報の提供等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が

整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

第七十五条中「から第四項まで」を「及び第三項に」、「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に改める。

第七十七条中「仮認定」を「特定認定」に改める。

第七十八条第四号及び第五号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特定認定特定非営利活動法人」に改める。

第八十条第四号中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同条第七号中「第三十一条の十第一項」を「第二十八条の第二項、第三十一条の十第一項」に改める。

附則（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定 公布の日

二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一條を加える改正規定及び第八十条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（認証の申請に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第二項及び第三項（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合については、なお従前の例による。

（事業報告書等に関する経過措置）

第三条 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

（貸借対照表の公告に関する経過措置）

第四条 新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人（新法第二十条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後に新法第二十八条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前日までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとなして新法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があつた場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、第二号施行日まで定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。（認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置）

第五条 施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

(役員報酬規程等に関する経過措置)

第六条 新法第五十四条第二項及び第五十六条(これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで(新法第六十二条において準用する場合を含む。)に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)に掲げる書類については、なお従前の例による。

(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)

第七条 新法第五十四条第三項及び第五十六条(これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項(新法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人(以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。)による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。
(仮認定を受けている特定非営利活動法人に関

する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

(仮認定の申請に関する経過措置)

第十条 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

(地方税法及び租税特別措置法の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中「仮認定特定非営利活動法人を」特例認定特定非営利活動法人に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四十五条の二第一項ただし書及び第三十七條の二第一項ただし書

二 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十八の二第一項及び第六十六條の十一の二第二項

(処分等の効力)

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)以下この条において同じ。の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例

による。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の三中「公告する」を「公告し、又はインターネットの利用により公表する」に、「二月間」を「二月間」に、「二月」を「二週間」に改める。

(政令への委任)

第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十六条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動(新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。)を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由

特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人の運営の透明性を確保するため、仮認定特定非営利活動法人の名称を特例認定特定非営利活動法人に改め、特定非営利活動法人の認証の申請手続における添付書類の縦覧期間を短縮し、及び認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の所轄庁への事前の提出を不要とするともに、特定非営利活動法人における事業報告書等の備置期間を延長し、及び特定非営利活動法人に対する貸借対照表の公告を義務付ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十八年五月二十四日印刷

平成二十八年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇